

競技会において着用又は携行することができる水泳用品、 用具の商業ロゴマーク等についての取扱い規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）競技者資格規則第6条第1項第1号及び競泳競技規則第15条第3項に規定する商業ロゴマーク（商標・商標名の総称）等の取扱いに関することを定める。

(商業ロゴマーク等の使用基準)

第2条 全ての競技者、監督、コーチ及び役員（以下「競技者等」という。）は、競技会の会場内で着用する水着及びウェア・持ち物に付けることができる所属チーム等の名称・マーク、スポンサーのロゴマーク、メーカーのロゴマークについて、つぎのとおり取扱う。

(1) 水着及びウェア・持ち物には、それぞれ利用の異なる毎に、次の名称・マークを付けることができる。

- 1) 自分の氏名や所属チームの名称・マーク
- 2) オリンピック大会や世界選手権大会等の競技会を表す名称・マーク
- 3) 国旗・国または地域の名称（自国でなくても良い）、都道府県や市町村の名称・マーク
- 4) 公式競技会及び公認競技会のシンボルマークや本連盟が認めたもの
- 5) 水着には、30 cm²以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーロゴマークを1個及びメーカーロゴマークをウエストより上部に1個、下部に1個付けることができる。ただし、これらのメーカーのロゴマークは、相互に隣接して置いてはならない。ツーピースの水着には、上部に1個、下部に1個付けることができる

前記1)～4)までの所属チーム等の名称・マークの大きさに制限は無いが、競泳競技の水着に付ける所属チーム等の名称・マークは50 cm²以内で1個とする

- 6) ウェアには、40 cm²以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーのロゴマーク及びメーカーのロゴマークを1個付けることができる
- 7) その他持ち物には、20 cm²以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーのロゴマーク及びメーカーのロゴマークを1個付けることができる

(2) スポンサーのロゴマークは、競技者等に相応しい商品、サービス又は企業広告とする。

ただし、タバコ及びビール・ワイン以外のアルコール並びに本連盟のオフィシャルスポンサーに登録されている企業は除く

- (3) ロゴマーク面積の計測方法は着用前のものとし、ロゴマークを正方形あるいは長方形とみなし、縦×横で面積を求める。
また、それぞれの面積は最大を示し、規定の範囲内であれば大きさに制限は無い。

(スポンサーのロゴマークの申請方法)

第3条 スポンサーのロゴマークを使用する場合は、その3ヶ月前までに表示内容、場所、個数、大きさ等を明記した「商業ロゴマーク等の使用申請書」(別紙様式)を団体登録責任者及び加盟団体長を経由して、本連盟宛に提出し、承認を得なければならない。

(スポンサーのロゴマークの承認手続)

第4条 承認の手続きは、本連盟で内容を確認した上、本規程の範囲内で特に指摘する事項が無い場合は、申請者への承認通知は省略する。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

- 附則 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。
尚、飛込、水球、シンクロナイズドスイミング、オープンウォータースイミング及び日本泳法の各競技規則についても本規程を準用する。
- 2 本規程は、平成28年2月28日より一部改訂施行する。